

次期環境基本計画（素案）たたき台の概要

資料2

計画について

いわき市環境基本計画

市環境基本条例に定める基本理念実現に向け、同条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の方向性並びに市民や事業者の環境配慮行動などについて、定める計画である。

【次期計画期間】 令和3年度～令和12年度

趣旨について

計画策定の趣旨

現行計画が令和2年度をもって、計画期間が満了となること、現行計画策定後、国県の動向や社会情勢の変化など、現況に応じ、市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた環境施策の展開を図るため、新たな計画を策定するものである。

策定のポイント

策定のポイント

国の第五次環境基本計画や、気候変動に伴う近年の自然災害などから、新たに施策として追加したものや、拡充したもの、さらには施策体系なども国県の動向を踏まえ、かつ市域にあった、市民に分かりやすい計画となるよう努めることとしている。

施策体系

基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

- | | |
|----------|--|
| 基本
施策 | (1) 次世代エネルギー社会の構築
(2) 徹底した省エネルギーの推進
(3) 気候変動への対応 |
|----------|--|

施策

- 再生可能エネルギー利用の促進、蓄電池・水素の利活用の拡大
- 省エネルギー設備・機器の導入促進、「COOL CHOICE」の普及啓発
- 気候変動の影響に関する普及啓発の推進、想定される影響への対応策の検討

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

- | | |
|----------|---|
| 基本
施策 | (1) ごみ減量のさらなる推進と循環型社会の確立
(2) 廃棄物の適正処理
(3) まちの美化と不法投棄の防止 |
|----------|---|

施策

- 3Rの推進、食品ロス対策、プラスチック排出抑制対策
- 一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理
- まちの美化、不法投棄の防止

基本目標3 いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち【共生】

- | | |
|----------|--|
| 基本
施策 | (1) 生物多様性への理解の促進
(2) 生物多様性の確保
(3) 自然とのふれあいの機会の創出 |
|----------|--|

施策

- 環境教育・自然環境調査の実施、希少動植物の保全、生態系被害防止外来種への対応
- 森林・農地・河川等の保全、緑地の保全と緑化の推進、景観・天然記念物等の保全、鳥獣被害への対応
- 人と自然のふれあいの充実、公園・緑地の整備と管理の推進

基本目標4 生活環境が保全され、快適に暮らせるまち【安全・快適】

- | | |
|----------|---|
| 基本
施策 | (1) 大気・水等の保全
(2) 自然災害への対応
(3) 放射性物質への対応 |
|----------|---|

施策

- 大気・水環境等の監視の継続、発生源対策、生活排水対策の推進
- 自然災害への対応、分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり
- 状況に応じた除染、市民の不安軽減

基本目標5 みんなで環境をまもり、創造するまち【支える仕組み】

- | | |
|----------|---|
| 基本
施策 | (1) 環境保全活動の促進
(2) 協働による環境保全
(3) 市の率先的な活動の実施 |
|----------|---|

施策

- 市民の環境保全活動の促進、事業者の環境保全活動の促進、環境教育の推進
- 各主体との協働、各主体間の連携、関係機関との連携
- 事務事業に伴う環境への負荷の低減

人と自然が共生するまち
めざしていく環境都市像
循環都市いわき

次期環境基本計画（素案）たたき台のポイント

1 国の動向

- ◎ 「第五次環境基本計画」（2018年策定）において、目指すべき社会の姿として、
 - ①「地域循環共生圏」の創造
 - ②「世界の範となる日本」の確立
 - ③「環境・生命文明社会（持続可能な循環共生型の社会）」の実現を掲げ、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくとしている。また、分野横断的な6つの重点戦略（経済・国土・地域・暮らし・技術・国際）を示し、重点戦略を支える環境政策として、6つを掲げている。
 - ①気候変動対策 ②循環型社会の形成 ③生物多様性の確保・自然共生
 - ④環境リスクの管理 ⑤基盤となる施策
 - ⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応
- ◎ 「福島新エネ社会構想」（2016年策定）において、エネルギー分野から福島復興の後押しをするため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築を柱に未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創設することを目指している。
- ◎ 気候変動に対処する緩和策だけではなく、将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に取り組むため、気候変動適応法（2018年）を制定した。

2 県の動向

- ◎ 「福島県環境基本計画【第4次（改定）】」（2017年）において、東日本大震災等に伴う除染や災害廃棄物処理等の「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成など「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」に向け、推進を図っていくこととしている。
- ◎ 「県再生可能エネルギー推進ビジョン」（2012年改定）において、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」県を目指すとしている。

3 市民・事業者アンケート

- ◎ 現行計画に係るアンケート結果では、基本施策である「まちの美化と不法投棄の防止」について、満足度が低く重要度が高い、「自然とのふれあいの推進」について、重要度が低いとされ、また、基本目標である「原子力災害からの回復」について、満足度が高く重要度が中程度となっている。

策定にあたっての主なポイント

環境政策に関わる社会動向や、国県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市がめざす環境都市像を実現していくため、基本目標の新規設定や見直しを行うとともに、市民・事業者アンケートや現行計画の実績点検総括を踏まえ、基本施策等についても同様に整理することとした。

(1) 環境目標の設定

- ・ 4つの環境分野別（「低炭素」「循環」「共生」「安全・快適」）に基本目標を設定するとともに、4つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の一つとして、「支える仕組み」を設定。
- ・ 現行計画では、「原子力災害からの回復」について基本目標としているが、市民事業者アンケートにおける結果等を踏まえ、基本施策へ位置づけ。

(2) 継続した取組の推進

- ・ 環境保全に係る施策は、長期的かつ継続的な取組が必要であることから、施策や方向性は基本的に現行計画を継承。
- ・ 県再生可能エネルギー推進ビジョンにおける目標（再エネ100%以上）を踏まえ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を一層推進。（加えて、再生可能エネルギー等の効率的な域内循環やモデル構築の検討などに言及）

(3) 環境課題への対応

- ・ 「食品ロス」や「プラスチックごみ」に関し、社会問題となっていることから、新たに施策として位置づけ。
- ・ 市民事業者アンケートにおいて、「生物多様性」について、重要度が低い傾向にあり、重要度が理解されていないと考えられることから、理解促進を図るため、新たに基本施策として位置づけ。
- ・ 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨や台風などにより、自然災害への対応が重要となっていることから、新たに基本施策として位置づけ。

(4) 計画の統合

- ・ 気候変動適応法の制定を踏まえ、地方公共団体においては、計画策定が努力義務とされたことから、「気候変動への対応」として基本施策として位置付け、環境基本計画の中に統合整理。

留意点

- ◎ 今年度、計画期間の終期を迎える県の計画や庁内の関連する各種計画等との整合性（方向性や取組）なども図る必要があることから、その動向を注視していく。